

四日市市単独公共下水道（日永処理区）基本計画等変更業務委託
公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象事業者について

本プロポーザルの審査対象事業者は、本上下水道局へ提案書を提出した応募者に限る。

2 審査項目・配点について

(1) 第一次審査（書類審査）

○業務委託の価格 20点

○配置する技術者 40点

○企業の受託実績 10点

(2) 第二次審査（書類・ヒアリング審査）

○提案 30点

○プレゼンテーション・ヒアリング 10点

(3) 合計 110点

3 審査について

「四日市市単独公共下水道（日永処理区）基本計画等変更業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、厳正な審査を行い、候補者を決定する。

4 第一次審査について

(1) 業務委託の価格、配置する技術者及び企業の受託実績について書類による審査を行い、上位の5位を選定する。

(2) 提案見積額が提案見積上限額を超えている場合は、審査対象から除外する。

(3) 審査結果の通知は、様式集の様式10「プロポーザル審査結果通知書」にて、提案書の提出のあったすべての応募者に郵送及び電子メールにより通知する。

(4) 通知書には、第二次審査の対象となった応募者には第二次審査の日時等を添付し、第二次審査の対象とならなかった応募者（6位以降）には以下の内容を添付する。

○通知相手先の点数

○第5位の点数

(5) 通知を受けた者は通知をした翌日から起算して営業日5日以内に、書面により、四日市市上下水道事業管理者に対して審査結果に対する開示を希望することができる。なお、開示情報は応募者の点数内訳のみとし、審査結果に関する異議等は受け付けない。

5 第二次審査について

(1) 第二次審査対象の応募者について、以下のタイムスケジュールでリモートにより第二次審査を実施する。なお、リモートによる二次審査については、応募者の負担において対応できるようにすること。

○準備及び注意事項の説明（10分程度）

○プレゼンテーション（15分以内）

○質疑応答（10分程度）

- (2) 出席は、配置予定技術者とし、プレゼンテーション・質疑応答を行う。
- (3) プレゼンテーションは提出された提案書の内容に沿った説明を行い、制限時間を厳守すること。
- (4) 追加、補足の資料提出は受け付けない。
- (5) 定められた時刻に遅れた場合は失格とする。ただし、やむを得ない理由があると判断できる場合（災害等）は、委員会にて協議を行う。

6 審査方法について

委員会において各委員が応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。

第一次審査（書類審査）及び第二次審査（書類・ヒヤリング審査）について、各委員の得点が異なるため、各委員の総合得点を集計し、平均点（小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求める）により採点とする。

合計点数の最も高い応募者を受託候補者として特定する。なお、総合得点が最低60点以上なければ受託候補者になれないものとする。

また、第二次審査後、1位であった受託候補者が失格等となった場合、総合得点で2位の応募者が受託候補者となる。

7 審査基準について

評価項目、評価基準及び配点は、表1のとおりとする。

表1 審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）

評価分類	評価分類	評価項目	評価内容	項目 得点
第一次審査	価格評価	業務委託の価格	提案見積書 (提案見積額が提案見積上限額の75%未満の場合は、提案見積上限額の75%を下限度とし評価する。)	20
	配置技術者評価	配置する技術者の評価 (管理技術者)	技術者要件	20
			「下水道基本計画策定業務」または「下水道事業計画策定業務」	
			・同種業務は人口30万人以上	
			・類似業務は人口10万人以上30万人未満	
	配置する技術者の評価 (照査技術者)	技術者要件	「下水道基本計画策定業務」または「下水道事業計画策定業務」	20
			・同種業務は人口30万人以上	
			・類似業務は人口10万人以上30万人未満	
			「雨水基本計画」	
	企業要件	業務実績	業務実績 過去10年の雨水基本計画の実績	10
・同種業務は排水面積500ha以上				
・類似業務は排水面積100ha以上500ha未満				
第二次審査	提案	既整備区域に関する提案	5年確立降雨で整備済みの排水区において、効果的な浸水対策をする際に留意すべき事項について	15
		プレゼンテーション及び質疑応答(5点)	5	
		下水処理場を再構築する際に留意する事項について	15	
		プレゼンテーション及び質疑応答(5点)	5	
合計				110